

特別養護老人ホーム健推庵こくふ 利用料金表

◆ 個室・ユニット

(1) 基本利用料金（介護給付によるサービス）

| 要介護度 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|-----------|---------|---------|---------|
| 料金（1日） | 776円 | 843円 | 910円 |
| 1ヵ月計（30日） | 23,280円 | 25,290円 | 27,300円 |

(2) その他介護給付サービス加算

| 加算 | 単位 | 金額 | 加算条件 |
|----------------------|----|------|--|
| 初期加算 | 1日 | 30円 | ご利用者が新規に入居及び30日を超える入院後再び入居した場合、30日間加算。 |
| サービス提供体制強化加算（I） イ | 1日 | 18円 | 介護福祉士が60%以上配置されている場合。 |
| 入院・外泊時加算 | 1日 | 246円 | ご利用者が入院及び外泊された場合、6日を限度として加算。（但し、入院・外泊の初日及び末日のご負担はありません。） |
| 退所前訪問相談 援助加算 | 1回 | 460円 | 退居に先立って、介護支援専門員、生活相談員等が居宅を訪問し退所後のサービス利用について相談援助を行った場合。 |
| 退所後訪問相談 援助加算 | 1回 | 460円 | 退居後30日以内に居宅を訪問し、入居者・家族等に相談援助を行った場合。 |
| 退所時相談援助 加算 | 1回 | 400円 | 退居時に、入居者・家族等に退居後のサービス利用について相談援助を行った場合。 退居日から2週間以内に、市区町村・老人介護支援センター等に対し、介護状況を文書により提供した場合。 |
| 退所前連携加算 | 1回 | 500円 | 退居に先立って、入居者が希望する居宅介護支援事業者へ、退居後のサービス利用について文書による情報を提供し、連携して調整を行った場合。 |
| 栄養マネジメント 加算 | 1日 | 14円 | 入居者の栄養状態を把握し、栄養ケア計画にもとづいた栄養管理を行います。 |
| 経口移行加算 | 1日 | 28円 | 経管により食事を摂取する入居者が、経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合。（180日を限度） |
| 経口維持加算（II） | 1月 | 100円 | 経口で食事を摂取するが、摂食機能障害を有し、誤嚥がある入居者が、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合。（180日を限度） （II）摂食機能障害を有する場合。 |
| 療養食加算 | 1回 | 6円 | 医師の指示に基づく療養食を提供した場合。 |
| 低栄養リスク改善 加算 | 1月 | 300円 | 新規入所時又は再入所時に、※1低栄養リスクが高いご利用者に対して、栄養ケア計画に基づき、低栄養状態を改善するための※2特別な栄養管理を行った場合。（180日を限度） ※1血液検査でアルブミン値が低い、褥瘡が出来ている等 |

| | | | |
|------------------------|--|--------|---|
| | | | ※2補助食品を付ける等 |
| 再入所時栄養連携加算 | 1回 | 400円 | 入院前と後で栄養管理が大きく異なる場合に、当施設の管理栄養士を入院先の管理栄養士が相談の上、栄養ケア計画を作成し、栄養管理を行った場合。(但し、再入所した場合の1回に限る。) |
| 看護体制加算(Ⅰ)□ | 1日 | 4円 | 常勤の看護職員を1名以上配置しています。 |
| 看護体制加算(Ⅱ)□ | 1日 | 8円 | 看護職員を常勤換算で25:1以上配置し、更に基準数より1名以上多く加配し、病院等との24時間連携体制の確保をしています。 |
| 個別機能訓練加算 | 1日 | 12円 | 機能訓練指導員等が、個別機能訓練計画に基づき計画的に機能訓練を行い、3ヶ月に1回以上計画の説明を行った場合。 |
| 若年性認知症利用者受入加算 | 1日 | 120円 | 若年性認知症利用者の受け入れをした場合。 |
| 在宅・入所相互利用加算 | 1日 | 40円 | 複数人があらかじめ在宅期間・入居期間を定め、同一の個室を計画的に利用する場合。 |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算 | 1日 | 200円 | 医師が認知症の行動・心理症状により、在宅困難緊急入居が必要と判断した場合。7日を限度。 |
| 看取り介護加算(死亡日前4日以上30日以下) | 1日 | 144円 | 医師が医学的知見に基づき病状回復が困難と診断され、当施設の看取りに関する指針に基づいて、ご利用者、ご家族の同意を得ながら介護を行った場合。 |
| 看取り介護加算(死亡日の前日、前々日) | 1日 | 680円 | |
| 看取り介護加算(死亡日) | 1日 | 1,280円 | |
| 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) | 毎月のご利用者個々の介護報酬と各種加算の合計額に8.3%を乗じた金額。(食費、居住費、その他の費用、立替金は含まれません。) | | |

(3) その他の介護保険の給付対象とならないサービス

①食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費)

| 所得段階 | 通常(第4段階) | 介護保険負担限度額認定証に記載されている金額 | | |
|-----------|----------|------------------------|---------|---------|
| | | 第1段階 | 第2段階 | 第3段階 |
| 料金(1日) | 1,380円 | 300円 | 390円 | 650円 |
| 1ヶ月計(30日) | 41,400円 | 9,000円 | 11,700円 | 19,500円 |

②居住(滞在)に要する費用

| 所得段階 | 通常 (第4段階) | 介護保険負担限度額認定証に記載されている金額 | | |
|-----------|--------------|------------------------|---------|---------|
| | | 第1段階 | 第2段階 | 第3段階 |
| 料金 (1日) | 1,970円 | 820円 | 820円 | 1,310円 |
| 1ヶ月計(30日) | 59,100円 | 24,600円 | 24,600円 | 39,300円 |

*外泊・入院等で居室をあけておく場合は、第1～第3段階の方は、6日までは負担限度額認定の適用が受けられますが、7日目から1日あたり1,970円となります。(第4段階の方は、1日目から1日1,970円となります)

(4) その他のサービスに要する費用

| サービス内容 | 単位 | 料金 | 内 容 |
|-------------------|-----|------|---------------------------|
| 預かり金管理料 | 1ヵ月 | 250円 | 現金(上限1万円まで)のお預かりに対する管理手数料 |
| 日用品費 | 1日 | 80円 | シャンプー等、消耗品にかかる料金 |
| 持ち込み家電製品 (1製品) | 1日 | 10円 | 電気使用品として |
| 証明書発行手数料 | 1部 | 500円 | 入退居に係る証明書等の料金 |
| 領収証発行手数料 | 1部 | 200円 | 1処理1部として再発行した際の料金 |

(5) 立替費用

| サービス内容 | 単位 | 料金 | 内 容 |
|---------------|----|----|--|
| 医療費 | — | 実費 | 病医院を受診した際の自己負担金。医師の指示による薬代金。 インフルエンザ等ワクチン接種の代金。 |
| 手続き費用 通信費等 | — | | ご利用者に代行して行う手続き。ご家族の要望による文書発送等に伴う切手代。 |
| その他 | — | | ご利用者個人が希望される物品を購入したとき等。 |

※これまで介護サービスの利用者負担は原則1割でしたが、平成27年8月から、65歳以上の方で一定以上の所得がある方は利用者負担が2割になります。

※一定以上の所得・・・本人の合計所得が160万円以上で、同一世帯の65歳以上の方の年金収入+その他の合計所得金額が単身世帯で280万円以上、2人以上世帯346万円以上

※上表は全て1割負担を基準として記載しています。

サービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険法による介護報酬の告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とします。

※なお、利用料金及びその他の費用につきましては、介護保険料の改定並びに諸物価の変動により改訂させていただくことがあります。